

施策名：国際の平和と安定に対する取組

個別分野5：宇宙に関する取組の強化

中期目標

- 1 宇宙空間における法の支配の確立に向けて、宇宙活動に関する国際的なルール作りを推進するため一層大きな役割を果たし、宇宙空間の安定的な利用を確保する。
- 2 日米宇宙協力を更に強化する。また、既に対話等を実施している国との間で更に協力を深化させるとともに、それ以外の諸外国との宇宙政策に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

宇宙空間における法の支配の確立

- 国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）において、宇宙活動の長期持続可能性（LTS）や宇宙資源をめぐる国際的なルールに関する議論に積極的に参加し、我が国の法制度や取組を発信することで、国際社会における規範強化の議論に貢献した。
- 宇宙空間における責任ある行動に関するオープン・エンド作業部会に参加し、宇宙空間における脅威、責任ある・無責任な行動について活発な議論を行い、各国の共通認識の醸成に貢献した。
- 国連宇宙部の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への拠出事業を通じ、アジア・太平洋地域の宇宙新興国に対する国内宇宙関連法令に関する支援を実施した。直近の令和5年度は、ブータン、カンボジア、インドネシア、マレーシア、モンゴル、フィリピン及びタイの7か国を対象とした宇宙活動の監督及び許認可に関する能力構築支援セミナー（於：東京）の開催を通じて、各国の国内法整備が促進されるなど宇宙活動に関する国際ルールの実効性を強化し、宇宙空間の法の支配の貢献した。

諸外国との重層的な協力関係の構築

- 日印宇宙対話（令和3年11月）、日仏包括的宇宙対話会合（令和5年1月）、日EU宇宙政策対話会合（同月）、宇宙に関する包括的日米対話（同年3月）、日米韓宇宙安全保障対話（同年11月）を実施し、諸外国と宇宙政策に関する情報交換等を行い、協力関係の強化を図った。
- 日米宇宙協力の更なる促進及び効率性向上を図るため、令和5年、日米宇宙協力枠組協定を締結した。同協定において宇宙協力に関する基本事項を規定することにより、日米の実施機関が同協定に基づき個別の協力活動を実施することができる仕組みを確立した。

今後の方向性

- 宇宙空間における法の支配の確立に向けた貢献を引き続き維持すべく、引き続きCOPUOSをはじめとする宇宙活動に関する国際的なルール作りの推進に貢献する。
- また、宇宙新興国に対する国内宇宙関連法令に関する支援については、特に各国のニーズを踏まえて支援テーマ等を調整しつつ継続し、宇宙活動に関する国際ルールの実効性を強化する。
- 各国政府との国際宇宙協力の観点での効果を維持すべく、同盟国や同志国との間に対話・協議を継続して行い、重層的な協力関係の構築に結びつけ、国際宇宙協力を推進する。
- 日米豪印の枠組としては、これまでの能力構築支援等の取組の成果も踏まえ、引き続き衛星データ共有や能力構築支援、国際的なルール作りといった宇宙分野での協力を推進する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

- 令和3年の日米豪印首脳会合において設置された宇宙作業部会を活用し、ワークショップを通じた第三国への能力構築支援等を実施し、衛星データ共有や国際的ルール形成といった宇宙分野での協力を促進した。
- 令和2年10月に署名したアルテミス合意については、署名国間での議論に参加し、我が国の取組等をインプットすることで安全で透明性の高い宇宙活動に関する規範形成や意識向上に貢献した。
- 衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）等への参加を通じ、他のGNSS運用国との協力関係を強化した。

今後の方向性（続）

- 他のGNSS運用国との協力関係強化を引き続き維持するため、ICG等への参加を通じ、他のGNSS運用国との情報交換等を実施する。

評価結果

- 宇宙空間における法の支配の確立については、COPUOSをはじめとする宇宙活動に関する国際的なルール作りの議論に積極的に参画したことで、安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保する上で効果があった。また、宇宙新興国に対して各国のニーズを踏まえた国内宇宙関連法令に関する支援を行ったことで、各国の国内法整備が促進されるなど宇宙活動に関する国際ルールの実効性強化の観点で効果があった。
- 諸外国との重層的な協力関係の構築については、宇宙活動国等との政府間対話の実施や、日米豪印の枠組みでの第三国への能力構築支援等を行ったことで、各国政府との国際宇宙協力を推進する上で効果があった。特に、日米間では、宇宙協力に関する枠組協定を締結したことで、今後の日米宇宙協力の更なる促進及び効率性向上に繋がった。

次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標

- 1 宇宙空間における法の支配の確立に向けて、宇宙活動に関する国際的なルール作りを推進するため一層大きな役割を果たし、宇宙空間の安定的な利用を確保する。
- 2 日米宇宙協力を更に強化する。また、既に対話等を実施している国との間で更に協力を深化させるとともに、それ以外の諸外国との宇宙政策に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。
- 3 宇宙基本計画及び宇宙安全保障構想の具体化を通じた、宇宙安全保障を一層の強化していく。

参考1：宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	5回	4回	4回

参考2：各国政府との宇宙対話の実施回数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1回	3回	2回